

事 務 連 絡
平成 2 0 年 6 月 3 日

国立教育政策研究所
科学技術政策研究所
日本学士院
水戸原子力事務所
日本芸術院
各国公私立大学
各国公私立高等専門学校
各大学共同利用機関法人
文部科学省関係各独立行政法人
文化庁関係各独立行政法人
日本私立学校振興・共済事業団
公立学校共済組合
文部科学省関係各公益法人
文化庁関係各公益法人

総務担当御中

文部科学省大臣官房総務課

「ねんきん特別便」に関する協力依頼について

年金記録問題については、現在、一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするため、政府を挙げて、様々な取組を進めております。

今般、厚生労働省より各省庁に対して、別添のとおり、協力依頼がありましたのでお知らせ致します。

すでに、年金記録に「漏れ」のある可能性が高い方々に対しては、年金記録を確認していただくため、本年3月末までに「ねんきん特別便」の送付が終了しておりますが、3月末までに送付されていない方々に対しては、本年4月から10月にかけて順次「ねんきん特別便」をお送りし、年金記録を確認して頂くこととしております。

なお、お送りした「ねんきん特別便」については、お一人お一人に、記録漏れや間違いがないかどうかについてご確認いただき、必ずご回答いただくこととなっております。

このため、貴法人におかれましても、下記のとおり、「ねんきん特別便」に関する周知・広報にご協力頂きますよう宜しくお願い致します。

記

1 周知・広報の方法

- (1) 貴法人の広報誌、ホームページ、掲示板等への広報資料の掲載や窓口等での広報資料の備え付け、貴法人が開催する職員等が参加する会議等での呼びかけ
- (2) 貴法人の職員等に対する広報資料の配布
- (3) 貴法人の関係機関に対して、上記2点の周知・広報の協力を依頼

2 使用する広報資料

- (1) 「現役加入者の方用」(別添1)

現役世代の方(貴法人職員の方など)向けに周知・広報する場合

- (2) 「全ての方用」(別添2)

高齢者を含めた幅広い年齢層向け(退職された貴法人職員の方など)に周知・広報する場合

※上記資料は、厚生労働省HPにも掲載されております。

<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/tokubetsubin/oshirase.html>

3 周知・広報の実施時期

6月から10月までに送付する「ねんきん特別便」について、十分に確認して頂いた上で、正確な回答が速やかに行われるよう実施

(参考)「ねんきん特別便」の送付スケジュール

- ・3月末までに「ねんきん特別便」を送付していない年金受給者：4月・5月
- ・現役加入者：6月～10月

【「ねんきん特別便」の制度等に関する問い合わせ先】

社会保険庁運営部企画課 小園、若山

TEL：03-5253-1111 (内3579)

03-3595-2770 (夜間直通)

【その他広報・周知方法等に関する問い合わせ先】

文部科学省大臣官房総務課 島谷、梅原

TEL：03-6734-2154 (直通)